

医療機関・助産所 各位

備前市役所こどもまんなか課

妊婦・乳児一般健康診査及び産婦健康診査について(お願い)

岡山県備前市の保健行政の推進につきまして、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて本市では、県内助産所や県外医療機関・助産所において妊婦・乳児一般健康診査及び産婦健康診査を受診する場合は、受診者が医療機関等へ料金を支払い、後日備前市に申請することにより助成を受ける償還払いの方法をとっています。

つきましては、本市住民の妊婦または乳児が貴機関で妊婦・乳児一般健康診査及び産婦健康診査を受診した際には、受診者に健診費用を請求し、領収書を発行してください。

(診療報酬明細書等、健診・検査項目や金額が分かるものがあれば、領収書とあわせて発行してください。)

また、大変お手数をおかけしますが、受診者が持参する受診票と母子健康手帳に、健診結果・受診機関名等をご記入いただきますようあわせてお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

※血液・超音波・クラミジア・GBSの各検査は、妊婦一般健康診査と同日の検査のみ使用できます。

※産婦健康診査受診票の使用期限は産後8週間までです。

「エジンバラ産後うつ病質問票」の実施結果が必要です。実施結果により、支援の必要性が高い場合は、下記にご連絡ください。

【お問合せ先】

〒705-8602

岡山県備前市東片上126番地

備前市役所こどもまんなか課

TEL：0869-64-1853